

滑川市と中北薬品株式会社との健康増進における連携に関する協定書

富山県滑川市（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）は、健康増進及び安全で安心してらせるまちづくりの実現に向け、相互に連携し、健康増進を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれの資源を有効に活用し、相互連携と協働による活動を推進し、地域の健康増進を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、取り組むものとする。

- （1）地域住民の健康増進に関すること
- （2）食育活動に関すること
- （3）高齢者支援に関すること
- （4）感染症予防に関すること
- （5）その他地域の活性化及び住民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項に定める事項を効果的に実施するため、随時協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、第4条に定める有効期間の満了により、本協定が効力を失った後も、前項による守秘義務を負う。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の前月末日までに甲又は乙のいずれからも書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うこととする。

（疑義等の協議）

第6条 本協定に関する疑義又は定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各自その1通を保有する。

令和5年5月18日

甲 富山県滑川市寺家町 104 番地

滑川市長

水野 達夫



乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 11 番 9 号

中北薬品株式会社
代表取締役社長

中北 馨介

